

## 審査結果(鹿児島市夜間急病センター)

| 選定基準・選定の視点  | 配点    | (公社)<br>鹿児島市医師会 |
|---|-------|-----------------|
| 選定結果  |       | 選定              |
| 1 夜間急病センターの設置目的を達成することができるものであること。                    | (80)  | (70)            |
| (1) 業務指針と事業計画書等との整合性はとれているか                           | 20    | 20              |
| (2) 管理運営に対する企画力・意欲・姿勢はどうか                             | 20    | 20              |
| (3) 要望・苦情等への対応策は十分か                                   | 10    | 10              |
| (4) 環境に配慮した取組の状況はどうか                                  | 10    | 10              |
| (5) 法定の障害者雇用の状況はどうか                                   | 10    | 0               |
| (6) 社会貢献への取組状況はどうか                                    | 10    | 10              |
| 2 市民の平等利用を確保することができるものであること。                          | (30)  | (30)            |
| (1) 市民の平等利用の確保策(差別的な取扱いの禁止など)                         | 10    | 10              |
| (2) 市民との情報の共有という観点からの情報公開の対応は十分か                      | 10    | 10              |
| (3) 施設運営に関するモニタリング                                    | 10    | 10              |
| 3 夜間急病センターの効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。    | (170) | (170)           |
| (1) 市民サービスの向上策は十分か                                    | 30    | 30              |
| (2) 提案額の評価  | 90    | 90              |
| (3) 市民サービスの低下を招かない経費縮減策                               | 20    | 20              |
| (4) 過去の管理運営は良好か                                       | 20    | 20              |
| (5) 施設の広報計画が適切に行われるか                                  | 10    | 10              |
| 4 夜間急病センターの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 | (130) | (109)           |
| (1) 職員の配置計画・研修計画は適切か                                  | 20    | 20              |
| (2) 法人等の財務状況は良好か                                      | 20    | 5               |
| (3) 個人情報の保護対策は十分か                                     | 20    | 20              |
| (4) 安全管理の対策は十分か                                       | 20    | 19              |
| (5) 緊急時の対応策は適切か                                       | 20    | 15              |
| (6) 業務委託の状況はどうか                                       | 30    | 30              |
| 5 市内に開設された医療機関と広く連携を図ることができるものであること。                  | (20)  | (20)            |
| (1) 他の救急医療機関等と広く連携を図れ、市民への適切な医療を提供できるか                | 20    | 20              |
| 合 計   | 430   | 399             |